

第7回 官業民営化等WG 議事録（国土交通省ヒアリング）

1. 日時：平成16年9月17日（金）14:30～15:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室

3. 項目：測量業の登録

4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、本田委員、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員

○国土交通省

総合政策局 建設振興課長 最勝寺 潔（以下「最勝寺建設振興課長」という）

総合政策局 建設振興課 大澤 健治（以下「大澤企画専門官」という）

○福井専門委員 お忙しい中、御足労いただきありがとうございます。

それでは、恐縮ですが7～8分御説明をいただいて、その後質疑ということでよろしく願いいたします。

○最勝寺建設振興課長 国土交通省の建設振興課長の最勝寺でございます。名札がございますので、省略いたしますけれども、私ども測量業の登録ということで所管してございます。

お手元にお配りしてございます調査票と、あと黄色の付いた1枚紙をお配りしておりますけれども、この2枚に沿って御説明いたします。

測量業の登録でございます。根拠法令は測量法でございまして、7月に国土地理院の方からヒアリングなされたと聞いてございますけれども、測量法の55条から66条以外のところは、国土地理院の方で所掌してございます。この部分が測量業の登録ということで、私ども建設振興課の方で所掌しているということでございます。

実施主体は国でございます。実際は従業者数のところに書いてございますように、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局等、いわゆる地方ブロック機関の方でやっていただいております。従事者数は17名、ただしこれはこういったブロック機関の係長や係員の合計の数でございまして、他の業務との兼任、つまり建設業でございますとか、不動産業、これは宅地建物取引業でございますとか、マンション管理業でございますけれども、これらの業務も一緒にやっている人数でございます。

したがいまして、測量業の登録に関する専任の人数というのはなかなか出し難い状況でございますが、あえて出すとすれば数名といったようなことになろうかと思えます。

予算額のところは書いてございませんが、基本的に特段の予算というのは取ってございまして、地方整備局等ブロック機関の経常経費の中でやっていただいていると、こういう状況でございます。

事業の内容でございますけれども、まず、測量業を営む者の登録を実施して業務を規制するといったようなことで、測量業の適正な運営とその健全な発達を図る。これは測量法に書いてある目的でございます。

内容には書いてございませんが、このように純粋な登録という法制度ではなくて、業規制、登録をしなければ測量業を営んではならないという規定もございまして、これは下にも説明してございます

けれども、そういった登記・登録という純粋なものではなくて、業規制のある許認可等と同じような規制ということでございます。

中身でございますけれども、まず、審査・登録、測量業を営みたいという者からの申請に基づいて審査・要件に合致していれば、それを確認の上登録することを行っております。また、登録業者の情報について閲覧ということで、一般の閲覧に供するということをしております。

以上は通常の登録の制度でございますけれども、そのほかに、登録業者の監督ということで、業務について必要に応じて報告を聴取したり、検査を行ったり、あるいは指導・助言を行うということが規定されてございます。

また、処分ということで、違法行為等の行政処分の対象事案に対しては、勿論、事実の検証とか、あるいは行政手続法に基づく弁明の機会等の付与を行った上で、行政処分を行っております。したがって、繰り返しになりますけれども、純粋の登録ではなくて許認可であるということでございます。

7. でございますけれども、今のところ民間移管の具体的な内容は特にございません。ただ、勿論事実行為としてのコンピュータへの入力業務でございますとか、そういったものを各整備局で実用に応じて民間にしているという事例はございます。

8. でございますけれども、更なる民間開放についての見解、ちょっとだらだらと書いてございすけれども、基本的には民間開放は適当ではないという論調になってございます。

最初のパラグラフは測量と測量業の規制の意義というところでございます。測量というのは、端的に言えば、位置情報によって境界を確定するという仕事でございますけれども、これは国土地理院がやっているような基本測量等のように、国土の利用及び開発の基礎になるとともに、公共工事等で公共工作物をつくる際の基礎となるものでございまして、そういった意味で、生命とか財産に直接関係する極めて公益性の高い業務であると。したがって、公正性と正確性は強く求められる。これが測量の意義、測量法の意義と言ってもいいかもしれません。

このため、測量法では、測量業の登録制度を設けて、測量業の適正な運営と不良不適格業者の排除を図っております。

具体的な中身といたしましては、登録を受けない者に対する測量業の営業を禁止、先ほど申し上げましたけれども、登録しなければ業を営んではいけないということでございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、業務の規制でございますとか、監督処分等に関する規定を設けているところでございます。

次のパラグラフは、先ほど申し上げました、これは許認可であるということを書いてございまして、こういった規制内容というのは、事業の、いわゆる許可とか免許とかと同じものでございまして、こういった業を営むことの禁止を解除する、行政行為そのものでございます。

この点で、8月3日の中間とりまとめに例示として掲げられている、ほかの登録制度とはその性質を異にするものでございます。

また、次から書いてございますのは、そういったことを前提にして、民間に開放することが適当でない理由というのを書いてございます。

最近、公共事業を巡る厳しい環境の下で、建設投資というのがどんどん減って来ているという状況

でございます。そういった中で測量業も独禁法違反でございますとか、これに基づく行政処分の事例等が、最近年に1回ぐらいは出てきている状況でございますし、そのため測量業の適正な運営とか、不良不適格業者の排除、先ほど申し上げました登録の意義でございますけれども、これが一層重要な課題となってきたというふうに私どもは認識しております。

したがって、国土交通省においては、以下のような厳正な対応を行ってきているところでございますし、これからもこれを充実していきたいというふうに考えてございます。

具体的には、先ほどの事業の内容をそのまま書いてございますけれども、登録時の厳正な審査、これを行いたいというふうに考えておりまして、ペーパー・カンパニーでございますとか、登録の要件として測量士という一定の資格を持った人間の営業所ごとの配置というのを義務づけておりますけれども、こういった測量士の名義貸し事案の排除を中心とする虚偽申請の防止、これをやりたいというふうに考えてございます。

また、違法・不当行為に関する情報収集、あるいはそういった事案のいろんな関係も踏まえた適切な指導監督をやりたいというふうに考えております。

最後に、それらを踏まえて総合的に判断した適切な行政処分、営業停止とか、登録の取消、こういった処分があるわけでございますけれども、こういったものを実施したいと、あるいは実施しているところでございます。

これらの事務の執行については、当然のことながら、登録から情報収集、あるいは適切な指導、あるいは行政処分に至るまで、適切な行政判断が要るのは当然のことでございますし、また、これらの事務というのは民間にはゆだねられないというふうに考えてございます。

更に言えば、日常の情報収集、これの蓄積が登録時のこういった適切でない業者の円滑な発見に資する場合もございますし、また、逆に登録時の調査が、ほかの違法あるいは不適切な事案の発見に資する場合、こういった事務というのは相互に関連してございますので、測量法を所管する国土交通大臣が一元的に行うことが適当であるというふうに考えているところであります。

なお書きはちょっとよけいでございますけれども、今のところ特段の御意見とか、御不満とか、そういった話は聞いたことがないということでございます。

あと、ちょっと時間をいただきまして、次のページの登録事務の流れというのを見ていただきたいと思いますけれども、一応流れを書いたつもりでございますけれども、若干参考までに別の情報も入っております。

下線部の事務、例えば申請の受付・内容の審査とか、そのほかのものにつきましても、先ほど申し上げましたように、政策判断とか、裁量が必要だということでありまして、また、特に真ん中上の大きい黄色の四角の中でございますけれども、虚偽申請はないとか、登録の要件は特に測量士の名義貸しがないとか、そういった判断につきましては、特に専門的な判断を必要としますということでございます。

また、下を書いてございますように、登録して公示するだけではなくて、相談とか、業者に対する助言、あるいは指導監督を行っておりますし、また処分についても行政手続法の手続にのっとりやっておるという状況でございます。

私の方から以上でございます。

○福井専門委員 ありがとうございます。では、以下、意見交換をさせていただきたいと思います。
どうぞ。

○大橋専門委員 測量業の登録というのは、許認可であるというふうにおっしゃったわけですが、国土交通省の所管法律の中には、建設業の許可という制度がございます。そういう1つの省の中に建設業の許可と、これは明確に許可と書いてある、ところが測量業については登録でございますから、やはりそこに登録と書くからには、許可と違うから登録と書いてあるんじゃないですか。

○最勝寺建設振興課長 私は建設業の許可と一緒に申し上げたつもりはなくて、いわゆる講学上で言う公示としての登録ではなくて、例えばここに書いてございますように、中間とりまとめで登録としてまとめられておられるほか、自動車の登録でございますとか、いわゆる登記とかいうような制度とは違いますと。

講学上で言う業の禁止の解除をある行政行為でやる、通常、講学上は多分許可と言うんだろと思いますがけれども、そういう趣旨で、いわゆる登録制度ではなくて許可制度であるということを申し上げたわけであります。

○鈴木主査 だったらどうして許可になっていないのですか、測量業の登録となっていて。ましてやこここのところに書いてある一般的禁止の解除といったら、免許・許可ですね。登録は、やってもよいが、やりたい人は登録を受けよということでしょう。

それともう一つ面白いことが書いてある。検討事項例に掲げられている他の登録制度とはその性質を明らかに異にすると。

それでは、伺いたいけれども、肥料の登録と測量業の登録とは明らかに性質を異にする、どういう点が明らかに違っているのか、詳細に説明してください。

○最勝寺建設振興課長 最初の御質問ですけれども、許可あるいは登録と称して、行政行為としての名称の統一がなっていないんじゃないかということにつきましては、確かにそのとおりでございます。法制度として必ずしも適当ではないと思いますけれども、いろんな歴史的な経緯とかいうものがございまして、そういった形になっている。

これは、私どもの測量業の登録だけでなくして、多分、ほかの法体系も同様でございまして、講学上の許可というようなものが、いろんな名前で、例えば免許でありましたり、あるいは許可そのものであったり、認可であったり、登録であったりというようなことはございます。

それが我々行政法を大学で学んだときに若干混乱の基であるということではあるんですけれども、確かに御指摘のように、それは統一すべきではないかというのはごもっともな意見だと思いますけれども、実態としてはそういう形で必ずしも統一が取れていないということでございます。

あと肥料の件ですが

○鈴木主査 肥料以外でもいいですよ、ほかのものとは全然違うとおっしゃっているから、どう違うのかと聞いているのです。

○最勝寺建設振興課長 例えば不動産の登記でございますと

○福井専門委員 それは大丈夫です。要するに、今の主査の趣旨は、実質的に登録を受けないと禁じ

られるというのが登録の名前の下にいっぱいあるんです。他省庁にも。先ほどいっちゃっていたところにもあったんですけれども、それとどう違うんでしょうかという意味です。本来の意味の講学上の登録と講学上の許可、これは講学上の許可かもしれませんが、そのような分類に関わりなく登録という名称の下に許可が実務上は存在しているものがいっぱいあって、登録がない限り禁止されるというのは山のようにあるんです。それと同じじゃないですかという質問です。

○最勝寺建設振興課長 勿論そうだと思います。ただ、中間とりまとめでおまとめになった趣旨、あるいはあそこに書いてある理論といたしますか、議論については、必ずしも許可とはなじまないのではないかという議論をさせていただいております。

○福井専門委員 分類学で細かく言い出すといろんな議論が成り立つんですが、ただ、この会議の趣旨は、実質的に講学上の許可であろうが、そうでなかろうが、実質的に民間に移してはいけない理由がないものであれば、是非どんどん移していただこうということですので、講学上の議論というよりは、業務の内容に即して民営化になじむのか、なじまないのかというところがより重要な論点だと思います。

○鈴木主査 要するに自分のところの登録は登録とは書いてあるけれども、実は許可なのだ、あるいは免許のだと、こう言いたいわけですね。

○最勝寺建設振興課長 とは申し上げていますが、ただ8.の半ばから以降につらつら書いてございますのは、名前はともあれ、私どもの登録制度の中では登録業者の監督あるいは登録業者の処分というのをやってございます。

それで、昨今の経営環境が非常に厳しい中

○鈴木主査 登録だって、登録要件に違反したり、虚偽の登録をしたときには、その登録の取消がされるのは当たり前ではないですか。ほかの登録だって、登録さえすれば、すべてがやってよいと認めるわけではない、また虚偽の登録をしたときには、登録の取消をされるというのはどこでも同じことではないですか。

○最勝寺建設振興課長 事実関係が間違っていれば、それは補正する意味で

○鈴木主査 事実関係が虚偽である場合もあるし、それから不注意の場合もあるけれども、いずれにしても不注意の場合には是正、虚偽の場合には登録の取消、そうしたら行為ができなくなるというのはどこの登録でも同じことではないですか。

何で測量業だけが特別なものなのか、突然奇異なことをおっしゃるから。

○最勝寺建設振興課長 奇異なことを申し上げているつもりはないんですけれども。

○大橋専門委員 測量業の登録が許可だから、この会議の検討対象から外してくださいという意味合いが込めてあるんだったら、全く筋違いです。

つまり、午前中にやった農薬の登録というのは、これは登録しなければ製造・販売してはいけないんですから、まさに振興課長が言うような許可という意味合いでの同じ意味合いを持っているものをこの席上に対象として挙げているわけです。

だから、振興課長が私どもの測量業の登録は許可ですから、検討対象から除いてくださいというのは、誠に筋違い。

○最勝寺建設振興課長 私の説明が多分まずかったんだと思います。そんな失礼なことを申し上げたつもりは全くございませんで、一応整理で言えば、そうなりますと

○鈴木主査 おたくは建設省ですね。

○最勝寺建設振興課長 国土交通省でございます。

○鈴木主査 国土交通省だけれども、昔は建設省ですね。

お仲間の運輸省について私がやってきたのは、免許から許可へ、許可から登録へ、登録から無登録へと、この動きを動的につくろうということでした。許可から登録の方に行ったのが、例えば倉庫業など。ということで、登録というのは行政の規制が弱い範疇のもので、その次の段階として無登録、無許可、一切の行為は要らないという範疇を予定していました。ちょっと余分ですけども、登録は比較的緩かなる規制だという前提で考えていたところ、目が覚めるようなことをおっしゃられるから。

○福井専門委員 済みません、振興課長は旧何省でございますか。

○最勝寺建設振興課長 運輸省でございます。

○福井専門委員 では、よく御存じのはずですね。

○福井専門委員 済みません、中身に関してです。今の議論にも関わりますが、例えば、条文上、要件は満たしているけれども、登録をしない裁量はありませんね。要するに効果裁量はないという類型ですね。

○最勝寺建設振興課長 そうです。

○福井専門委員 例えば、建設業法などは基本的に拒否もできるという建前ですので、多分その辺が大分違う。登録という名称も講学上は許可かもしれないけれども、名義上あるいは名目上、法令上、「登録」という用語を使っているのは、極めて裁量性がないということを表現した立法意思でもあるわけです。

さっきから条文を引っくり返して全部関係部分は読みましたが、言わば政策判断に属するというものがほとんど見当たらないんです。こちらにお出しいただいた資料では、書類の虚偽の記載がないか、登録の要件を満たしているかというのは、特に専門的判断を要する事項だと書かれていますが、通常はこの程度のことを専門的判断とは、最高裁の裁量に関する判例基準によっても全く言わないわけでありまして、専門的判断というのは、公益の調整とか、あるいは国益にかなうかどうかというような外交上の判断とか、そういう類のものが普通専門的判断で議論される典型例なわけですから、言わば事実認定についての問題がほとんどで、うそを書いていないかどうかとか、何らかの数値的要件を満たしているかどうかとかいうことは機械的判断です。

もう一つ言えば、それを満たしていれば、しない裁量がないということですから、本日いろいろお聞きした話の中でも最も素直に羈束された行為であるといえます。そういう意味では、役所、公務員の直営でなければならぬというところの実質的論拠がわかりにくかったというのが、先ほど来の一連の議論にも反映されているんですね。その点についてはどう思われますか。

○最勝寺建設振興課長 多分登録については、ある意味裁量性というのは程度問題でございますので、これは行政処分全般にわたって同じことが言えるかと思うんですけども、そういった意味で、そういう御印象を、私どもはほかの制度は知りませんので、そういった御印象を持たれたという事実であ

れば、それはそれでそうだと思います。

ただ、私どもここに書いてございますように、登録をするだけでなくして、その後、いろんな監督でありますとか、処分でありますとか、そういうことをやってございますし、また、ここにも書いてございますように、最近の状況に応じて、こういった監督処分、それに併せて、登録自体は非常に重要な行政手法として大事にしているところでございますので、これらを例えば登録の部分のだけ取り出して、民間開放するということになりますと、るる書いてございますように、今までやってきた日常の情報収集の蓄積を登録に生かすとか、あるいは登録時の情報をその後の監督、あるいは処分に生かすとか、そういったことができなくなってしまうという状況で。

○福井専門委員 情報流通が円滑に行かないという前提の御懸念ですね。

○最勝寺建設振興課長 そうですね。

○福井専門委員 例えば、登録をするところが、自分だけで情報を取得したり、抱え込んで監督官庁にも出さないなどということを認める必要は全くないわけですし、仮にこれが民間でなされるようになったとしたら、その民間の受託先から常時情報を取れるようにしておく、ないしはデータベース入力を義務づけて、それは国土省が共有データベースの中から常時出せるようにするというのをやっておけば何の問題もないんじゃないでしょうか。

○最勝寺建設振興課長 形式的な情報についてはそうかもしれません。ただ、私どもがここで申し上げているのは、例えば独禁法違反ですとか、あるいはペーパー・カンパニーとか、測量士の名義貸しとか、明らかに不適切な、ここでは不良不適格業者とちょっと業界用語を使っておりますけれども、こういった方々を排除したいというのが、我々の登録業の主眼でございまして、そういったものの排除のためには、そういった形式的な情報だけでなくして、コンピュータとか、ネットワーク等で文書として流れている情報以外のいろんな情報も必要としてございます。

特に、登録業者の関係のところを書いてございますけれども、必要に応じて報告聴取する、あるいは指導・助言を行うということもやっております。

日常的に登録業者、あるいは登録業者の団体の方から、我々に接触がございまして、いろんな形で、そういった不適切な事案でありますとか、あるいは関係ないかもしれませんが、発注者、あるいはほかの建設業者とか、そういったところの情報も入ってきます。

そういった意味で、日常的に取得し得る、そういった非定型的な情報の集積というのは非常に重要であり、そういったものが窓口、あるいは判断をする職員のノウハウになっているわけであります。

そういった意味で、我々、こういった仕事をやる人たちというのを一体として、あるいは一人の人がやっていただきたい。

○福井専門委員 監督処分は本省のみでされるんですか。

○最勝寺建設振興課長 いや、地方整備局でもできます。

○福井専門委員 地方整備局でも本省でもどっちでもできるということですか。

○最勝寺建設振興課長 はい、どっちでもできます。

○福井専門委員 登録業務は整備局ですか。

○最勝寺建設振興課長 はい。

○福井専門委員 そうすると、分かれる場合があるわけですね。権限が分かれる場合があると、登録は整備局だけれども、例えば営業停止処分は本省ということもあり得るわけですか。

○最勝寺建設振興課長 本省でも大臣でもできる仕組みにはなっております。

○福井専門委員 とすると、現在の仕組みも必ずしも一体ではないですね。

○最勝寺建設振興課長 一体ではないというのは。

○福井専門委員 要するにここで書かれているように、一体にやっているから意味があるんだということですが、勿論、上部行政庁、下部行政庁と違いはあるにしても、既に必ずしも同一部局が一気通貫でやっているわけではないですね。

○最勝寺建設振興課長 確かに、大臣と地方支分部局の長で権限が分かれているという意味ではそうでございますけれども、もともと地方支分部局は10ございますので、そういった意味で分かれている、それを束ねているのが大臣だと、そういう仕組みでございますので。

○福井専門委員 恐らく、ペーパー・カンパニーとか、名義貸しとか、こういう悪質事業者については、全地方整備局等で情報を共有されているわけでしょう。

○最勝寺建設振興課長 データベースがございますので。

○福井専門委員 ということであれば、仮に全国に10個なり民営化された登録機関ができたとして、そこと本省とが同じように情報を共有する。別に電子化された書類情報だけじゃなくても構わないわけで、風評なども含む一般的情報も共有することすれば、それに基づいて適切な指導監督は、どうせその場合でも国土大臣がやることになるんでしょうから、登録業務自体は円滑に回る。しかもその情報の定型的なものだけでも担当官庁が取れるという分業は十分可能ではないでしょうか。

○最勝寺建設振興課長 円滑に回るかどうか自信がございません。今、17名と申し上げましたけれども、説明申し上げましたように、非常に少ない人数でやってございます。

これは、係長、係員の数ですけれども、上は補佐がおりまして、当然課長もいると、こういう体制でございますので、私ども自慢というわけではないんですけれども、極めてほかの建設業あるいは不動産業等の業務と一緒に効率的にかつに円滑にやっているつもりでございますので、それをあえて分割して、一部分だけ民営化するというのは、ちょっと不適切ではないかというふうに考えております。

○福井専門委員 建設業とか、不動産業と同じ担当者がやっているんですか。

○最勝寺建設振興課長 これは局によって違いますけれども、多くの局で不動産業、あるいは建設業の一部でございますけれども、それと同じでございます。

○福井専門委員 同じ担当者が複数の業界を見ることで、測量業の登録にとって具体的にどういうメリットがあるんでしょうか。

○最勝寺建設振興課長 測量業だけやっている業者というのは余り多くございませんで、正確に数を取っているわけではございませんが、感じとしては3割ぐらいでございます。ほかの業者は大体建設業とか、あるいは土地家屋調査士みたいな、あるいは設計事務所でございますとか、そういった不動産業も関連するような業務を兼任してございます。

したがいまして、まさに同じ人間がいろんな業界の情報を取ることによって測量業の登録に関する業務に生かすということでございます。

○福井専門委員 例えば、AならAという会社が測量業者であり、建設業者である場合は、建設業者としてのAの適格性等に関する情報が測量業であるAの登録に移管して意味を持つということでございますが。

○最勝寺建設振興課長 そうです。

○福井専門委員 それは条文上読めますか、例えば建設業者たるAとして、例えば虚偽記載があったとか、あるいは何か不品行があったということを理由に拒否できる条文になっていますか。

○最勝寺建設振興課長 拒否はできません。ただ、そういった情報があれば、より慎重に審査する。

○福井専門委員 だから、慎重に審査するのは測量法上の登録要件ですね。ここで条文を拝見しましても、極めて厳格、明確、客観的に書いてありますから、多分そういう事情で拒否したらそれ自体が違法な行政処分ということになって、行政庁敗訴必至ですね。ということは、勿論そういう不品行があるということは倫理的には好ましくないかもしれませんが、登録業務自体として、そういうことをどうせわかっていたって審査できないのだとすれば、その審査者が同じ部局で同じようなことを複数やっていなければならないという必然性は全くないということになるはずですよ。

○最勝寺建設振興課長 必然性の問題をお話ししているわけではなくて、そちらの方が極めて効率的に仕事ができますというお話をしているわけでございます。

○福井専門委員 効率性というのも同じことです。要するに測量法の登録業務にとっての効率性の話ですから。

○最勝寺建設振興課長 勿論、法律上、そういった建設業で何らかの処分を受けた、あるいは不適切な行為があった等で、測量業上の登録を拒否できるものではございませんが、ただ、建設業で何らかのそういった行為があった場合に、測量業でも多分同じようなことをしているんじゃないかと。

○福井専門委員 危ないかもしれない、リスクだ。だとすれば、それもまさに情報の流通なり共有の問題ですね。

○最勝寺建設振興課長 したがって、そういった情報の流通をどう効率的にやるかというのが私どもの一番の関心点でございまして、その点を御説明申し上げているつもりです。

○福井専門委員 裏返すと御懸念は、そういういろんな人格での不品行について、やはりリスクの観点から承知しておきたいということでしょうから、逆にそれができれば、必ずしも地方支分部局で直営で絶対にやらないといけないんだということにはならない。

○最勝寺建設振興課長 その問題も含め、かつ測量業の方だけでも登録から監督処分まで一連の行為をやっているということでございますので、それも併せてそちらの方が効率的であるということを申し上げているわけでありまして。

○鈴木主査 何か登録というイメージから来るものに対して、非常に違った話ばかり出てくるですね。それは何ですか、要するに測量業の人たちは何か非常に多く違法だとか、虚偽を申請したり、それから不当なことをやったりするということなのですか。

○最勝寺建設振興課長 私どもは必ずしも全員というか、そういう性格の業界であるというふうに申し上げているわけではなくて

○鈴木主査 それはそうですよ、全員がそうだったら業界自体が成り立たないですね。

○最勝寺建設振興課長 そうじゃなくて、現在も非常に建設投資の減少というのが、公共投資も含めて厳しい中で業者数というのは減っていないんです。むしろ測量業は増えている状況でございまして、これは定義上ちょっと問題があるかもしれませんが、昔に比べると明らかに過当競争になっています。業者数は増えてパイは減っているという状況でございますので

○鈴木主査 過当競争は。

○最勝寺建設振興課長 最後まで説明させていただければありがたいんですけども。

○鈴木主査 どうぞ。

○最勝寺建設振興課長 そういう中で、一般の業者というのは、コスト削減等を含めて、懸命に努力して、こういう過酷な市場の中で残ろうというふうに努力しているというふうに私ども考えております。

ただ、その中で、ちょっと勇み足の分もあるかもしれませんが、そういった業者がいるのは事実ですし、また、ペーパー・カンパニーとか、あるいは名義貸しとか、明らかに不当なことをやっている業者については、ほかの真面目に努力している業者をちゃんと正当な競争をさせるためにも、これは是非排除したいというふうに考えているということでございます。

○鈴木主査 不当というのは、故意に間違った測量をすると、そういう意味での不当ですか。

○最勝寺建設振興課長 登録について申し上げていますので、ペーパー・カンパニーとして登録して、例えば仕事をとってそれを一括下請け、丸投げと称するものですね。

○福井専門委員 測量法は、測量の能力や見識については全く問わない制度ですね。

○最勝寺建設振興課長 それは測量士を必置ということで担保していると思います。

○福井専門委員 だから、測量業者の専門的能力、識見というのは、一切測量法の登録の世界では関心がなくて、およそそうを言って登録するとか、名義貸しでやるとか、基本的にはそれだけですね。

そうすると、その世界が、おっしゃるように、仮にそういうことをやる者が若干いるので心配だということがあるにしても、だからといってその連中を把握して監督するために、すべての測量登録業務を地方整備局で一貫して直営でやらないといけないというのは、余りにも飛躍がございませんか。

○最勝寺建設振興課長 全く飛躍しているつもりはないんですけども、登録と監督処分というのを一体としてやりたいということを申し上げているだけでありまして、それだけでございます。

○鈴木主査 処分実績というのは、どれぐらいあるのですか。いわゆる登録の抹消ですね。

○大澤企画専門官 処分実績の前に、きちんとした数、先ほどから不当なということがありましたけれども、測量士を1人置けというときに、実際に勤務実態がないのに、その人を立てて申請するという事例もありまして、あやしいと思ったときには、きちんと調査をしてそういう申請は受け付けないとか、5年に一度更新登録をしてもらっているんですけども、そのときにも既に勤務実態がない人を挙げてきたりですとか、ほかの会社に勤めているのに挙げてきたりしているという事案を見つけた場合には、きちんと見つけるように努力して調べて、そういったときには更新をしないとか

○鈴木主査 更新時だけのチェックですか。

○大澤企画専門官 それから新規で来たときに、測量士を追いかけていったときに、ある会社には

勤めているというのがわかって、別の会社を調査しまして、別の会社を調査したらそこに勤務実態がないので、そちらの会社の方を是正されるというような例もございます。

○福井専門委員 途中で57条に取消や営業停止の処分というのがありますが、5年間の途中でこれを発動している件数というのは統計がないはずはないですね。何件ですか。

○大澤企画専門官 きちんととらえてはいないんですけども、最近ですと独占禁止法違反の事案で山形県内の業者さん

○福井専門委員 件数の概数さえお聞きできれば結構です。

○鈴木主査 概数を聞いて、その後で逐年のものを足してください。登録の取消、あるいは再登録の拒否ということをやったもの。

ついで、御省の範囲内だけど、他の業種、例えば建設業だとか、そのほかの幾つかのノウハウから知識は得ておるとおっしゃったが、そういうところでの登録の取消というものの件数と有意の差があるのか、ここのところは特にひどく取消されているのか、そこら辺がわかるデータを出してください。

○大澤企画専門官 今はちょっと。

○福井専門委員 後ほどでいいです。

あと、監督処分と登録が一緒でないといけないということを非常に強調されるんですが、ほかに一緒でなくてうまくやっているのは幾らでもあるわけで、なぜ測量業の登録業務だけが監督と登録が必ず渾然一体として統一人格でやらなくてははいけないということになるのかという理由はいかがですか。

○最勝寺建設振興課長 ほかの事例というのをよく承知していないのでわからないんですが、ここにも書いてございますように、また、る説明してきましたように、日常の情報、特に情報活動をやっているわけではないですけども、基本的な付き合い等を通じての情報でございますとか、指導助言等を通じての情報でございますとか、あるいは監督処分というかなり最後の段階になるわけですけども、それに至るまでのいろんな形での情報収集でございますとか、そういったものと登録時の審査、今、大澤の方から御説明しましたように、そういうのが密接に関わっているということでございますので、一体として行った方が適切であると

○福井専門委員 密接はもう十分了解しておりますが、先ほど申し上げたように、情報の提供義務を課せば、場合によったら法的に課すこともできますし、契約上の義務として書くこともできますが、それで済む話だと思います。

更に、仮に情報収集が必要だとしても、それがなぜ、登録業務に当たって必要なのか、やはりさっぱりわからない。

といいますのは、繰り返し御指摘申し上げますように、あるいはよく御存じのように、登録業務というのは、要件裁量、効果裁量ともに極めて限りなくゼロに近いんです。これぐらいははっきりした業務は、この会議で検討している多くの項目の中でもそれほどないというぐらい極めて明確で、単純業務で、だれがやっても間違えようがないという典型例です。それが何ゆえに、要するに実際には拒否要件にできないところの風評などが登録に影響する、などというようなことが一体何ゆえに生じるのか。やはり全く理解できない。

その点について、どういうケースで、例えば登録業務に当たって役に立ったか。文書情報やデータベース情報だけではわからないような風評とか、人物、業者の調査結果なりがどれくらい活用されて、何件ぐらいで役に立ったのかということを過去３年程度で結構ですから、具体的に教えていただけませんか。

○鈴木主査 もっとはっきり言ってしまうと、要するにほかの登録業種と違って、ここのところは非常に行儀の悪い業種であって、年がら年中いろんなことをやっている、そのところの審査から取消に至るまで一括して指定法人などに任せると大変になると言いたいのか、それほど特別なものかどうかを言いたいのか。

もしそうだとしたら、さっき言ったようなデータを出してもらえばわかるから、だから客観的に他と比べてどうだとか、あるいは具体的な事例というもので、それを言ってください。言われたからといって、官がそれをチェックしたらよりよく直すものであり、民ではだめだというふうには受け取りませんけれども、１つの参考事例にはなりますから出してくださいということを言っているわけです。

○福井専門委員 ロジカルな問題として、御主張の最後の６行ぐらいの意味がわからないんです。要するに、登録業務がかくも羈束されたものであるにもかかわらず、監督処分過程で得た、言わば拒否要件にも当たらない事情が何ゆえに登録業務に影響するのかということは、論理的に全く理解できませんので、次回までにこの点を資料、文章等で御説明いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○最勝寺建設振興課長 わかりました。

○福井専門委員 長時間どうもありがとうございました。

○大橋専門委員 追加質問ということで、今日御説明いただいた測量業の登録事務につきまして、包括的な民間委託、アウトソーシングをすることを制限している法令があるのか、ないのか。もし、ある場合にはその具体的な内容及びその制限の存在の合理的な説明について教えていただきたいという追加質問でございます。別途、質問の具体的なことについては、事務からお伝えすると思いますが、ペーパーで事務の方にお出しいただければと思います。

○福井専門委員 ありがとうございました。